

<日本史探究第45講> 室町時代③ 【問題編】

(1)琉球では、12世紀に(1)と呼ばれる豪族が分立し、(2)と呼ばれる城塞を各地に築いていた。

1: ( ) 2: ( )

(2)14世紀になると、(1)が(3)・(4)・(5)の三山に分かれて争った結果、(6)年、(4)王の<7>が三山を統一し、(8)を首都に(9)を建国した。

3: ( ) 4: ( ) 5: ( ) 6: ( )  
7: < > 8: ( ) 9: ( )

(3)琉球王は明皇帝の(10)を受け、(8)の外港の(11)を拠点に(12)を行って繁栄した。日本には坊津などに来航し、東南アジア産の赤色染料の蘇木などをもたらした。

10: ( ) 11: ( ) 12: ( )

(4)12~17世紀に歌われた琉球の古代歌謡を集めて編纂したものに『(13)』がある。大正期にこれを研究した<14>は沖縄における民俗学を確立した。

13: ( ) 14: < >

(5)一方、蝦夷ヶ島といわれた北海道では、13世紀ごろから(15)が独自の文化を形成していた。14世紀、津軽の(16)を根拠地とする(17)氏が(15)と交易を行い、サケ・コンブなどの北海の産物を京都にもたらした。

15: ( ) 16: ( ) 17: ( )

(6)14世紀末から15世紀初めに津軽海峡を渡って北海道南部に進出した(18)と呼ばれる人々は、漁労・狩猟や交易を生業としていた(15)とも交易行っていた。

18: ( )

(7)(18)の進出は次第に(15)を圧迫し、耐えかねた(15)は(19)年、(15)の首長<20>を中心に蜂起したが、(21)氏によって鎮圧された。

19: ( ) 20: < > 21: ( )

(8)和人は北海道南部に進出し、各地の海岸に港や「(22)」を中心とした居住地である(23)を作って定着したが、<20>の乱でほとんどが陥落した。その1つである函館市の(24)からは約39万枚の中国銭が出土した。

22: ( ) 23: ( ) 24: ( )

(9)鎌倉時代後期から、近畿地方やその周辺部では、農民が自治を行う(25)が発展した。(25)の母体となったのは、神社の祭礼を行う氏子組織の(26)であった。

25: ( ) 26: ( )

(10)(25)の構成員は、作人に土地を貸して加地子という小作料をとる名主が中心で、(25)の指導者を(27)といった。有力な農民の中には、大名と主従関係を結んで、侍身分を獲得した(28)もいた。

27: ( ) 28: ( )

(11)(25)は(29)という村の自治運営のための会議を開き、用水や(30)と呼ばれる共同利用地の管理などを行い、独自の(31)を定めた。

29： ( ) 30： ( ) 31： ( )

(12)農民の力が強まると、彼らは莊園領主や守護に対し、年貢の減免や不法を働く代官・莊官の免職を求めた。その手段には、要求を百姓申状にして領主に嘆願する(32)、(33)を結んで集団で押しかける(34)、全員が耕作を放棄する(35)があった。

32： ( ) 33： ( ) 34： ( ) 35： ( )

(13)一揆を結ぶ際には、参加者全員が署名して神仏に誓約する(36)を書き、それを焼いた灰を入れた水を飲む(37)の儀式が行われた。

36： ( ) 37： ( )

(14)こうして、村民自らが警察権を行使する(38)[(38')]や、領主へおさめる年貢などを惣がひとまとめにして請け負う(39)も、次第に広がっていった。

38： ( ) 39： ( )

(15)この頃、近畿地方を中心に頻繁に発生するようになったのが、(40)[為政者が借金の帳消しをする行為]を要求する(41)である。

40： ( ) 41： ( )

(16)(42)年、6代将軍足利<43>の将軍就任が決まると、(44)国(45)の(46)が代始めの(40)を要求する(47)が起こった。これをきっかけに農民を始めとする土民らは、(48)を襲い実力による債務放棄、(49)を行ったが、管領の<50>に鎮圧された。

42： ( ) 43： < > 44： ( ) 45： ( )

46： ( ) 47： ( )

48： ( ) 49： ( ) 50： < >

(17)(47)の際、大和国(51)で(52)が行われたことを示す碑文が残されている。(53)年には、(54)国で、守護<55>の家臣の国外追放を主張する(56)が起こったが、<57>に鎮圧された。

51： ( ) 52： ( ) 53： ( )

54： ( ) 55： < >

56： ( ) 57： < >

(18)(58)年には、(59)での6代将軍足利<60>謀殺を受け、足利義勝の将軍就任にあたり、(61)を要求する(62)が起こった。この(62)では、庶民に対する初めての公式な(63)が出された。

58： ( ) 59： ( )

60： < > 61： ( )

62： ( ) 63： ( )

(19)以後、幕府は債務者[借金の返済義務がある者]の(64)納入を条件に、債務の破棄を認めた(65)を乱発していった。(64)は、幕府が債権者[借金返済を受ける権利のある者]もしくは債務者に納入させた手数料である。

64： ( ) 65： ( )

